

平成28年第4回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成28年6月30日（木曜日）

議事日程（第7号）

平成28年6月30日（木）午後1時30分開議

第 1 （総務常任委員会付託案件）

議案第74号、議案第82号から議案第85号まで、議案第88号、議案第93号、議案第95号、議案第96号、陳情第2号、陳情第3号、陳情第5号

（社会文教常任委員会付託案件）

議案第75号、議案第94号、議案第97号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第76号から議案第81号まで、陳情第4号

第 2 発議案第6号

第 3 議案第89号

第 4 議案第90号

第 5 議案第91号

第 6 議案第92号

第 7 議案第98号

第 8 議案第99号

第 9 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（22名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
11番	大	森	幸	平	君	12番	高	野	庄	嗣	君
13番	中	川	直	美	君	14番	中	川	隆	一	君
15番	中	村	良	夫	君	16番	佐	藤		孝	君
17番	猪	股	文	彦	君	18番	近	藤	和	義	君
19番	祝		優	雄	君	20番	竹	内	道	廣	君
21番	金	田	淳	一	君	22番	岩	崎	隆	寿	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦基裕君	教育長	児玉勝巳君
総合政策監	池町円君	会計管理者兼会計課長	原田道夫君
総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	渡邊裕次君	総合政策課長	渡辺竜五君
行政改革課長	源田俊夫君	世界遺産推進課長	安藤信義君
財務課長	池野良夫君	地域振興課長	加藤留美子君
交通政策課長	本間聡君	市民生活課長	中川宏君
税務課長	坂田和三君	環境対策課長	鍵谷繁樹君
社会福祉課長	市橋法子君	高齢福祉課長	後藤友二君
農林水産課長	伊藤浩二君	観光振興課長	大橋幸喜君
産業振興課長	市橋秀紀君	建設課長	清水正人君
上下水道課長	野尻純一君	学校教育部長	吉田泉君
社会教育部長	越前範行君	両津病院院長	小路昭君
監査委員局長	計良隆弘君	農業委員会事務局長	佐々木雅文君
消防長	中川義弘君	危機管理幹事	中原岳史君
庁舎整備備幹事	猪股雄司君	契約管理幹事	矢川和英君
農業政策幹事	渡部一男君		

事務局職員出席者

事務局次長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	太田一人君	議事調査係	杉山雅浩君

午後 1時30分 開議

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第74号、議案第82号から議案第85号まで、議案第88号、議案第93号、議案第95号、議案第96号、陳情第2号、陳情第3号、陳情第5号

（社会文教常任委員会付託案件）

議案第75号、議案第94号、議案第97号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第76号から議案第81号まで、陳情第4号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、山田伸之君。

〔総務常任委員長 山田伸之君登壇〕

○総務常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第74号 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、学校教育法が改正されたことに伴い、修学旅行等の際の入湯税の課税免除の対象校に義務教育学校を加えるため、佐渡市入湯税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第82号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について。本案は、中央消防署に配備する消防ポンプ自動車について、平成28年5月19日に執行した指名競争入札における落札者と購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第83号 高規格救急自動車購入契約の締結について、議案第84号 高規格救急自動車購入契約の締結について。以上2議案は両津消防署及び相川消防署高千出張所に配備する高規格救急自動車について、平成28年5月25日に執行した指名競争入札における落札者と購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第85号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本案は、平成28年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億6,726万円を追加するものであります。主な内容は、支所・行政サービスセンター庁舎整備事業を増額するほか、地域おこし協力隊起業支援補助金を予算計上するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。1、継続費補正について。当該補正は、支所・行政サービスセンター庁舎整備事業について、両津支所整備事業を追加するため総額を8.8%増額するものであるが、継続費の総額を安易に増減すること

自体が異例である。そもそも支所・行政サービスセンター庁舎整備事業として複数の庁舎整備を一括し継続費の設定を行っているが、このことにより庁舎間における経費の流用が可能となっており、予算議決による議会の統制から逃れようとするものと指摘せざるを得ない。継続費は単年度予算主義の原則の例外をなすものという本来の趣旨に立ち返り、今後の継続費における事業の設定については細心の注意を払うこと。

2、2款総務費、1項総務管理費、9目コミュニティ活動推進費、地域おこし協力隊起業支援補助金について。本委員会に提示された補助金交付要綱案は、制度の主旨からして厳しい交付要件を付しているものと思料する。については、今後予定されている市の補助金交付事務の見直し及び事業実施状況の確認を行った上で、実態に見合う補助金交付要綱とするよう検討されたい。

議案第88号 財産の処分について（旧佐渡総合病院跡地）。本案は、旧佐渡総合病院跡地を公募型プロポーザルにより選定した株式会社共栄堂に売却することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第93号 佐渡島開発総合センター改修（建築）工事請負契約の締結について。本案は、佐渡島開発総合センター改修（建築）工事について、平成28年6月7日に執行した指名競争入札における落札者と請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第95号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて。本案は、平成24年度離島流通効率化事業における補助金不正事案に係る補助金交付事務手続の分析等を行い、市における現行の補助金交付事務手続を評価し、本来あるべき補助金交付事務のあり方及び適正な補助金交付事務の汎用規準の方向性についての提言を求めるため、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第96号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本案は、平成28年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ904万2,000円を追加するものであります。内容は、個別外部監査業務委託料の予算計上及び国民健康保険税の本算定に伴う特別会計繰出金を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第2号 柏崎刈羽原発の再稼働を認めないことを求める陳情。本陳情は、柏崎刈羽原発の再稼働に向けた安全審査が進められていることに関し、原発事故による放射能拡散を防ぐ手段を持っておらず、また佐渡は離島であるために原発事故が発生しても避難することができないことから、柏崎刈羽原発の再稼働は行わないこと及び再生可能な自然エネルギーへの転換を進めることを求める意見書を新潟県に提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第3号 安保関連法（平和安全保障関連法）の廃止を求める陳情。本陳情は、平成27年9月に成立した平和安全保障関連法は、国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反は明白であるとして当該法律を廃止するとともに、立憲主義の原則を堅持し、憲法第9条を守ることを求める意見書を国に提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第5号 消費税の増税を中止し、生活費非課税・応能負担の税制を求める陳情。本陳情は、消費

税率の10%への引き上げと、これに伴う軽減税率の導入に関し、税率を8%に引き上げたことにより国内総生産が落ち込んだ経過があることから、税率を引き下げ、地域経済を活性化させる必要があるとして、税率の10%への引き上げの中止とともに税率を5%に戻すこと及び生活費非課税及び応能負担の税制を実現することを求める意見書を国に提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

これより陳情第2号 柏崎刈羽原発の再稼働を認めないことを求める陳情についての討論に入ります。

中村良夫君の賛成討論を許します。

中村良夫君。

〔15番 中村良夫君登壇〕

○15番（中村良夫君） 中村良夫です。日本共産党を代表いたしまして、陳情第2号 柏崎刈羽原発の再稼働を認めないことを求める陳情についての賛成討論を行います。

ことしの5月にJA羽茂では、去年のJA佐渡に引き続いて柏崎刈羽原発の再稼働に反対する特別決議が上げられ、原発再稼働反対は佐渡島民多くの願いです。東京電力や政府は、原発事故の検証もなされていない中、柏崎刈羽原発の再稼働に向けた安全審査を進め、原発の再稼働を進めようとしています。佐渡は逃げ場もない離島であり、対岸の柏崎刈羽原発から山などの障害物のない海を隔てて最も近いところでは50キロ圏内です。危険な原発の発電政策は転換し、再生可能な自然エネルギーによる方向を目指すべきです。

1つ、柏崎刈羽原発の再稼働は行わないこと。

2つ、エネルギー政策は再生可能な自然エネルギーへの転換を進めること。

以上のことをもって賛成の討論といたします。議員各位もご理解の上、採択されますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中村良夫君の賛成討論は終わりました。

次に、荒井眞理さんの賛成討論を許します。

荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君） 無所属無会派の荒井眞理です。柏崎刈羽原発の再稼働を認めないことを求める陳情に賛成の討論をいたします。

私も今までさまざまな機会にこの柏崎刈羽原発の再稼働について発言をしてまいりました。しかし、私は再稼働以前にこの柏崎刈羽原発は廃炉にするべきだということに今考えが至っています。ことしの3月にこの柏崎刈羽原発について勉強する機会が佐渡でありました。そのときに私は漠然と今まで知っていた豆腐の上に建った原発が柏崎刈羽原発なのだ聞いて、一体その本質は何なのだろうかということを知りました。それは日本中にある原発は、およそ原発から地下2メートル、10メートル、20メートルでかたい岩盤に当たる、しかし柏崎刈羽原発は深いところで300メートルあるいは290メートル、そのぐらいまで掘らないとかたい岩盤に当たらない、これが柏崎刈羽原発が豆腐の上に建てられた原発であるという事実だ

ということを知りました。非常に人間のしていることの愚かさというものを感じました。

次に、300メートル近いこの地下で何が起きているのか。それは、今福島第一原発の下を通る地下水をとめられない、この状況のさらに8倍の地下水が柏崎刈羽原発の下を流れているということです。ということは、もし地震が起きたら、仮に再稼働していなくてもこの原発に何か起きた場合、地下に放射性物質が流れ出たら、それは今地下をとうとうと流れている地下水によって日本海に流れ込んでいく、この越佐海峡に流れ込むということなのです。そのことを考えると、再稼働するまでは安全だとすら考えられない、再稼働するまでもなく非常に危険だということ、この事実には私は3月に愕然といたしました。今さらですが、再稼働ではなく廃炉にするべきだと、そのように考えています。

このことをもちまして、この柏崎刈羽原発の再稼働を認めないということを求める陳情に賛成の討論といたします。議員の皆様、どうぞこの陳情に賛成をしていただきたい。私もお願いをしてこの討論を終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で荒井眞理さんの賛成討論は終わりました。

陳情第2号についての討論を終結します。

これより陳情第2号 柏崎刈羽原発の再稼働を認めないことを求める陳情についての採決に入ります。

陳情第2号に対する委員長の報告は不採択であります。本陳情の採決は会議規則第70条第1項の規定により原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、陳情第2号を採択とされる方は起立されるようお願いいたします。再度申し上げます。陳情第2号を採択とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りします。本陳情は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本陳情は不採択と決しました。

次に、陳情第3号 安保関連法（平和安全保障関連法）の廃止を求める陳情についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） 日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題になっております安保関連法の廃止を求める陳情についての賛成討論を行いたいと思います。

これは言うまでもなく、昨年9月、国民の反対を押し切って集団的自衛権などを認める安保関連法の廃止を求めるものであります。今、言うまでもありませんが、参議院選挙の中でこの問題も大きなものとなっています。例えば6月26日の新潟日報では憲法改正最大の争点と認識したいということで、こういった社説も出ているところでもあります。政治が憲法に基づいて政治を行うというのは、国もこの佐渡市にあっても当然のことであり、立憲政治というものは最も大事なものであります。以下、今回佐渡の市民の中から出されている陳情なので、読んでいない方が多いと思いますので、後段の部分だけご紹介をしたいというふうに思います。

現在の平和が戦争の犠牲者の上に成り立っていることをもう一度思い起こしてください。私の嫁ぎ先は

戦争遺児の家です。嫁いで40年、7年前他界した義理の母と暮らす中で、戦争は人類滅亡の愚であるとの強い思いに至りました。義理の父は、夫が3歳の誕生日を待たず、昭和19年7月25日、31歳で戦死となっています。遺骨、遺品、何一つありませんから、お墓ではなく碑が建立されております。夫は父の顔を知らず、4歳上の姉と肩寄せ合って幼少期を過ごしたと義理の母は言います。義理の父は、世に言うインパール作戦で餓死。現地人は日本人の死体がうようよ転がっているその道路を白骨街道と言っているそうです。これはNHKの放送で昨年知り得たことでした。平成27年9月19日、真夜中の1時、2時ごろ、この安保法は無理やり、しかも何ら正当性のない中での議決でした。私はその様子をこの目でしっかり見届けましたが、戦争は人も地球をも破壊します。私は、未来の子供たちのために戦争法廃止、戦争絶対反対を死ぬまで主張し続けます。戦争法である平和安全保障関連法を速やかに廃止をしてください。2つ目が立憲主義の原則を堅持し、憲法第9条を守り、未来の子供たちにバトンタッチできるようにしてくださいというものであります。ぜひご賛同をいただきたいというふうに思います。新しい方もいらっしゃいますが、採決はぜひ間違わないようお願いしたいというふうに思います。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中川直美君の賛成討論は終わりました。

次に、荒井眞理さんの賛成討論を許します。

荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君） 無所属無会派の荒井眞理です。安保関連法の廃止を求める陳情に賛成の討論をいたします。

私は、佐渡の幸せと発展を真剣に考え、佐渡の幸せと発展を現実的に考えて、この安保関連法廃止に賛成の討論をいたします。

安保関連法はもう国で決めたのだしと諦めることはありません。法の廃止はできるのです。ですから、もう決まったと諦めることはないのです。安保関連法を考えると、佐渡のことから考えましょう。自分たちの日常が一番わかりやすいから、まずは佐渡の私たちの生活から安保関連法のことを考えましょう。私は、佐渡の幸せと発展を誠実に真剣に現実的に考え、大きく3つの点について安保関連法を廃止してもらわないと佐渡が困ると考えています。

1つ目、佐渡にとって安保関連法は危険だから。

2つ目、安保関連法によって私たちの生活、日常が壊されるから。

3つ目、佐渡の世界的資産、そして文化遺産を守るため。

1つ目、なぜ安保関連法は佐渡にとって危険なのか。妙見山に日米弾道ミサイル防衛の重要な役割を担っている軍事レーダー基地があるからです。これは、自衛隊がいいとか悪いとかいう問題ではありません。現実にレーダー基地があるということです。よくレーダー基地は軍事施設といっても監視カメラと同じで、人を殺すわけではないからと言われます。違うのです。国際法では敵の軍事施設を攻撃してよいということになっています。つまり安保関連法でいつでもアメリカ軍と一緒に戦地に行きます、集団的自衛権を行使しますということは、逆に日本にある軍事施設も攻撃していい、佐渡のレーダー基地も攻撃されるという意味なのです。そして、皆さん、空爆には常に誤爆がつきものです。金井に落ちるかもしれない、相川に落ちるかもしれない、どこに間違っ落ちて落ちるかもわからない、今や佐渡は大きな危険にさらされること

になったのです。安保関連法がいつでも行使できるようになったから、それでもいいよと言えますか。安保関連法は国を守るものだから、いいではないかと考えるのはお人よし過ぎだと思います。軍事レーダーのある佐渡にとって安保関連法は危険なのです。

2つ目の理由、安保関連法によって私たちの生活、日常は壊されます。安保関連法といっても、自衛隊がアメリカ軍と一緒にその国に行って正義のために戦うだけでしょうと、どこかあっちの話のように思っていないですか。では、その間私たちは佐渡で何をしているのでしょうか。私たちの日常は何にも変わらない、生活は今までどおり落ちついて安心、自衛隊が外国に行くだけなのです、そんなことはあり得ません。歴史を振り返ってみましょう。世界中のどの戦争、どの紛争を見ても日常生活が壊れなかったことなど一つもないはずです。まして日本には我慢を強いるお国柄があります。社会全体が欲しがりません、勝つまではという空気に汚染されるお人よしの国民性を持っていませんか。安保関連法の次は、このお人よしの国民に日常生活を制約する法律や憲法改悪が待っているのです。法律ができるとどこかの予算が削られて、新しい法律に合わせて予算は持っていかれてしまう。どこの予算が削られるのでしょうか。今まで後回しになってきたのは社会保障ではないですか。きのうのニュースでも日本は65歳以上の人口が4分の1になった、これからますます福祉、介護、医療の充実が求められるときに我慢してくださいと法律で言われるようになるのです。そして、恐らく毎日我慢、毎日心配、毎日不安、精神的に耐えられなくて参ってしまう、そういう人が続出すると予感している人が大勢います。後になって我慢する生活、不安な毎日、これは安保関連法から始まったのだなんて言っても遅いのです。だから、安保関連法を廃止にして私たちの生活、日常が壊されないようにしましょう。

3つ目、佐渡の世界的資産、そして文化遺産を守るため。佐渡の皆さんご存じのとおり、佐渡には世界農業遺産があります。今また400年続いた金銀山の鉱山の歴史をユネスコの世界遺産に登録しようと内外からたくさんの応援をいただいて頑張っています。また、佐渡はユネスコの世界ジオパーク認定に向けて一生懸命頑張っている最中でもあります。これ以外に佐渡が脈々と日常の中積み上げてきた文化が佐渡中に散らばっています。この日々の積み重ねが間違っで一瞬でなくなってしまうかもしれない。もう取り返しがつきません。そのようなことにならない、佐渡の世界的資産、そして文化遺産を守るためにも、私はこの安保関連法の廃止を求める陳情に賛成をいたします。どうぞ議員各位のご賛同いただき、ともにこの陳情に賛成していただきたいと思えます。

これで賛成討論を終わりにいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で荒井真理さんの賛成討論は終わりました。

陳情第3号についての討論を終結します。

これより陳情第3号 安保関連法（平和安全保障関連法）の廃止を求める陳情についての採決に入ります。

陳情第3号に対する委員長の報告は不採択であります。本陳情の採決は会議規則第70条第1項の規定により原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、陳情第3号を採択とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りします。本陳情は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本陳情は不採択と決しました。

次に、陳情第5号 消費税の再増税を中止し、生活費非課税・応能負担の税制を求める陳情についての討論に入ります。

中村良夫君の賛成討論を許します。

中村良夫君。

〔15番 中村良夫君登壇〕

○15番（中村良夫君） 日本共産党を代表いたしまして、陳情第5号 消費税の再増税を中止し、生活費非課税・応能負担の税制を求める陳情についての賛成討論を行います。

消費税8%への増税後、国内総生産は落ち込み、働く人の実質賃金は5年連続マイナス、日本経済の6割を占める個人消費は戦後初めて2年連続マイナスとなりました。政府は消費税増税分を社会保障に全額使うと言いますが、実は充実に使われるのは1割だけ。だから、年金、医療、介護の負担が軒並み重くのしかかるのもそのためです。残りの8割以上を政府は社会保障安定化のためだと言いながら、ほかの用途に流用しています。つまり所得税収や法人税収などで賄ってきた既存の社会保障制度の財源を消費税増税分に置きかえただけのことです。浮いた所得税収や法人税収などはほかの予算に回しています。安倍政権は大企業減税を進め、不要不急の大型公共事業、軍事費を膨脹させています。消費税増税分はこれらに流用されているというのが真実です。

- 1、消費税率の10%への引き上げは中止し、5%に戻すこと。
- 2、消費税の免税点を3,000万円に戻すこと。
- 3、消費税の軽減税率及びインボイス、的確請求書は撤回すること。
- 4、生活費非課税及び応能負担の税制を実現すること。

以上のことをもって賛成の討論といたします。議員各位もご理解の上、採択されますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中村良夫君の賛成討論は終わりました。

陳情第5号についての討論を終結します。

これより陳情第5号 消費税の再増税を中止し、生活費非課税・応能負担の税制を求める陳情についての採決に入ります。

陳情第5号に対する委員長の報告は不採択であります。本陳情の採決は会議規則第70条第1項の規定により原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、陳情第5号を採択とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りします。本陳情は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本陳情は不採択と決しました。

次に、ただいま議決いたしました陳情第2号、陳情第3号、陳情第5号を除く総務常任委員会付託案件についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、社会文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

社会文教常任委員長、駒形信雄君。

〔社会文教常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第75号 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、学校教育法が改正されたことに伴い、佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。主な内容は、学校の種類に義務教育学校が追加されたため、放課後児童支援員に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を追加するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第94号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険被保険者の前年所得の確定等により行った本算定の結果を受けて、保険税の税率を改めるため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第97号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出の予算額に2億1,900万円を追加し、予算総額を80億1,800万円とするものであります。内容は、国民健康保険税の本算定等に伴うものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。医療費の伸びを慎重に見きわめて、保健事業の取り組み強化による医療費抑制に対する努力を求めます。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で社会文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第94号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、委員長質疑を行います。

通告を出してある議案第94号と議案第97号については、それと厳格に言うとは一般会計の補正もあります

から、3つが一体になっているものでありますが、私は国民健康保険の会計のほうでとめるということで一般会計では反対をしませんでしたが、そこで議案第97号と一体になっていますが、まずここで1つ聞いておきたいというふうに思います。

今、地方創生で人口増だとかそういったことを言われている中ではありますが、応能応益割、本来これ税ですから、負担能力に応じたものにするべきだと思うのです。というのは、55対45になっております。このことについて問題ないのかと、具体的にも言えば、例えば子供1人、赤ちゃんが生まれると1万9,600円分課税するということになるわけで、そういったことも含めて問題ないのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川議員の質問にお答えをいたします。

ただいま応能応益割は本来負担能力に応じたものすべきではないかというご質問でございます。現在、県内の他の市町村はほぼ50対50という比率であります。県内の他の市町村のように50対50とした場合に、子供などの所得のない被保険者分の負担が増加する懸念があります。佐渡市では、所得のある方から負担をお願いし、子供等の所得のない方の負担が軽減されるよう、税率の算定のもととなる応能応益の割合について55対45としている、これにより均等割の税額を軽減しているという説明があり、当委員会としてはこれを了としたものであります。

○議長（岩崎隆寿君） 質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 今ほどの答弁だと、他の市町村がどうかということのももちろんあるのだけれども、これ自治事務ですから、佐渡市としてどう考えるのかということが問われているし、しかも先ほど言いませんでしたが、国民健康保険の会計についてはこれが本算定で、いわゆる当初予算なのです。当初予算だからこそ中身も詳しくやらなければと思うので、そこでお尋ねをします。先ほどの答弁ですと、子供の世帯等に軽減をされるようにしていると。今議会でも子供の貧困問題取り上げられましたが、これは6月21日付の新聞の中で国民健康保険の医療のような問題が、鹿児島は貧困率高いものだから、非常に問題になっているというのが最近普通にニュースに出るようになってきているのですが、そこで聞くのですが、県の国民健康保険事業の統計によりますと、平成24年度の国民健康保険加入者の未就学児童、学校に行っていない子供、これ431人いるというのです。これはあなた方が審査をしていた資料の中にもあるのだけれども、平成27年3月末時点ではゼロ歳から14歳が984人、ゼロ歳から19歳までだと1,464人いるわけです。こういった方々に本当にその軽減の恩恵が行くようになっていきますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） そこまでの突き詰めた審査というのはしておりませんが、ただこれから平成30年に向けて広域化という説明があり、それに向けて今佐渡市の現状はこうであるという説明がありましたので、我々はそれ以上の議論には入りませんでした。

○議長（岩崎隆寿君） 質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君）　これが最後ですが、この均等割の子供の例えば、おぎゃあと生まれた赤ちゃんには1万9,600円かかるような、こういうのは問題だということで、あなたが、委員長が今言った平成30年の制度改正に向けて全国の市町村からも要望出ているのです。これやっぱり見直すべきだと。佐渡みたいなこんな離島で子育て大変だ、市町村民所得も本土に比べて大きく下がっているという地域だからこそ、こういった子供1人当たり幾らみたいなのはやっぱりもうぐうんと安くしてやって、その分財政のほうで見ていくというふうなことが私要るのではないか、県の子供貧困対策の関係と、この前までの市長でいうと、子育て支援については切れ目なくやるというのが県の子供貧困対策の中でも言われているのだけれども、ここでもあそこでもやるという、やっぱりそういうことが要るのではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君）　答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君）　ただいまの意見については、今後検討すべきものと思っております。

○議長（岩崎隆寿君）　以上で議案第94号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第94号　佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君）　起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号　平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君）　先ほどのでわかりにくいので、今回でぜひご理解をしていただきたい。

1つは、先ほど委員長も言ったように、平成30年度の制度改変に向けての法改正がどんだんなされているのです。平成28年は何やるかということも出ているのです。佐渡市の国民健康保険の事業年間計画も見ましたが、金を取ることしか書いていないではないですか。あなた方の今回の意見については、ここでも医療費を抑えるために健康づくりにやるということ言っているのだけれども、そういう意味でいうと、冒頭に1番にあるように、1つは保険者や加入者のインセンティブを引き出すためのことをやれということになっているのだけれども、そういう意味でいうと、予防健康づくりの促進等の保健事業に対するもの、そういったものに対応したものになっているのかということが1つ。

2つ目、平成26年から低所得者層の軽減措置の拡充が行われました。加えて、平成27年からは大幅に引き上げられまして、保険者支援だけでも1億4,000万円も金が来ているのだけれども、その改善効果があ

らわれているのかということで2つ目。

3つ目、言うまでもありませんが、深刻な経済状況ですから、先ほども言いましたが、低所得者や子育て世帯、自営業者、本当大変です。そういったものに対応したのになっているのか。なぜこう言うかという、国民健康保険税、所得税よりも何よりも高く大変だ、恐らく去年まで勤めていて議員されている方はもう高く悲鳴が上がっていると思うのですが、そういったものになっているのか。

4つ目、これがここで今大問題になっているのです。ワーキングプア、非正規がふえて、今までは自営業者と高齢者の年金世帯が多かったのだけれども、今は被用者、いわゆる労働者、社会保険に入らない方が国民健康保険にどんどん、どんどん入ってきていると。県の統計では、転入される方の75%が非正規、ワーキングプアの方ということになっているのだが、佐渡市の状況はどのような状況なのかということです。

5つ目、これまでも問題になっていますが、子育て世帯みたいな一番所得が中間から上のところが本当に多くなって、滞納が多いというのがこの状況なのだが、それどうか。また、以前、今はやっていないと思うのですが、納めないで国民健康保険証を取り上げて医者にかかれないというふうなこともあるのだけれどもどうか。また、子育て世帯の賦課状況、必要とされている方への対応は十分とれているのかをお尋ねをしたい。

6つ目です。これも去年から、2015年から保険財政共同安定化事業が、前は30万円からだったものが、今1円からになっているのです。この影響は大きいというふうに言われているのだけれども、きちんとしたこの保険財政共同安定化事業の振り分けになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川議員の質問にお答えをいたします。

まず、今年度の制度改正に伴う対応状況ということでありますが、平成30年度の広域化に向けた制度改正に伴う対応については、本年7月以降、県及び県内市町村で構成される連携会議において議論されていくという説明がありました。また、平成28年度の佐渡市国民健康保険事業計画において被保険者の生活習慣病予防のために、国の示す基準やこれまでの実績や課題を踏まえ、平成25年度において策定した第2期佐渡市国民健康保険特定健康検査等実施計画に基づき特定健康検査及び特定保健指導を実施するとあります。そして、より多くの被保険者が受診しやすいよう広報等に努め、受診を勧奨するとともに、追加健診の実施等により被保険者の利便を図り、受診率の向上に努めてまいると、こういう説明がありました。健康推進室及び高齢福祉課等の庁内の各部署及び医師会等の関係機関と連携を密にして、保健指導事業、健康教育、各種健康づくり、保健事業の実施支援を通じ被保険者の健康に対する意識の高揚を図るとともに、各種健診による疾病の予防並びに早期発見による健康の維持と増進につなげてまいるということで説明がございまして、今後広域化した平成30年に向けての計画については今後の検討課題として策定していかなければならないという説明があったもので、それを我々は了としたものであります。

2番目ですが、平成26年から低所得者保険料軽減措置の拡充に加え、平成27年からの保険者財政支援による財政改善の効果が生かされているかということであります。保険基盤安定負担金の保険支援分で本算定において1億4,015万8,000円の見込みということであります。被保険者数が減少している中、昨年同様であるという説明がありました。正式には秋以降に数値が確定するというところであります。低所得者数

はほぼ横ばいであるため市としての支援は充実しているということですのでしているものであります。

それから、3番目、深刻な経済状況に対応した低所得者や子育て世帯、自営業者などの対応したものとなっているかということであります。佐渡市では、所得のある方から負担をお願いして子供等の所得のない方の負担軽減されるように、先ほども質問があった55対45ということで応益割をしてあるということで了解しております。

それと、4番目、ワーキングプアが全国的にふえているが、佐渡市の状況はどうなっているかということでありますが、佐渡市の国民健康保険加入者に占める非正規の数については把握していないということでありますので、我々はそれ以上の審議はしておりません。

次に、滞納状況、制裁措置、子育て世帯の賦課状況、非自発的失業者の対応は十分かということであります。滞納状況、制裁措置であります。平成27年度末現在で9,716世帯中917世帯、9.44%、そのうちの国民健康保険喪失世帯は340世帯、合計で1,257世帯が滞納ということであります。資格証等の発行状況は、前回更新の2月末時点で資格証156世帯、短期証437世帯ということであります。子育て世帯の賦課状況であります。各所得階層において、家族4人、子供2人の世帯において前年比に対して6から7%の引き下げになっているということであります。それから、非自発的失業者については職場の健康保険を離脱し、国民健康保険に加入した人の保険料軽減をしております。失業した時点で65歳未満の人、それから雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者である人等の非自発的失業者の給与所得を100分の30として算定をしておるということであります。低所得者等の世帯については、応能応益割の比較で配慮をしているということであります。

それから、6つ目の保険財政共同安定化事業1円化に伴う影響についてですが、平成27年度からの共同事業の1円化の影響を抑制するというので、財政調整基金が底をついていたことから、平成24年度より3年間、約4億円の法定外繰入を行ってきたということであります。この事業も平成30年度からの広域化を見込んで、今後は協議の中で決定をされていくということであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 質疑が悪いものだから、答弁が悪いという、元来こういうものを当初予算で審査しなければなのです。していないから私出してみたのだけれども。そこで、ずばり聞きます。わかりやすく言います。ことしの国民健康保険税が上がるのかどうなのか。高く大変だという悲鳴、多分社会文教常任委員会の皆さんは、昨年比べて3,267円1人当たり下がるから、賛成ということなのでしょう。ところが、国民健康保険の会計見ればわかるのですが、昨年3億2,000万円繰越して、繰越したって、取り過ぎて黒字になったということだ。繰越して、国からは1人当たり1万円引き下げろという金が1億4,000万円来ているのです。にもかかわらず1億8,000万円貯金に積み立てるといふ会計になっているのです、一言で言うと。

そこで聞きます。本当かという声 comes。まず、1つ目、昨年の繰越し分は3億3,055万円で黒字、加入者1人当たり2万499円の黒字だと思うのですが、いかがですか。

2つ目、平成26年度から保険者の今言ったお金来ているのですが、総額では平成28年度が3億7,221万

円。1人当たり軽減しろというやつが、先ほど言いましたが、1億4,015万円、約1万5,000人ですから、1人当たり1万円下がるのです、これ。そのとおりではないかということ。

3点目、基金の積み立てについて聞きます。一般会計では財政調整基金、80万人の人口の新潟市よりもべらぼうに高い財政調整基金を積み立てているののだが、また今度国民健康保険でもやろうという話ではないですか。基金も積み立てを聞きます。今から3年前には三百数十万円しか基金なかったでしょう。約1億5,000万円ずつ積み立ててきて、平成28年度末見込みでは3億7,000万円という基金になると思うのですが、違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 中川議員の質問に答えます。

全くそのとおりであります。

○議長（岩崎隆寿君） 質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） わけのわからぬ人が一般会計から4億円繰入れろと。これは、ルールとして繰入れる分なのです。本来国庫負担で事務費として来ていたものを一般財源化したから、しょうがなくて財務課長も嫌々繰入れているのですよね。うんと言わないけれども。まあ、いいや。そこで聞くのですが、そうすると他市町村の状況どうですか。あなた方は、たった3,267円下がったからいいだろうというのだけれども、さっき言ったように佐渡市には1億4,000万円、大体ざっくり言うと1人当たり1万円引き下げなさいよ、これは国のあれもあるのだけれども、平成30年の広域化を目指して引き下げなさいよということになっていて、あなた方の資料にも被保険者1人当たり1万円と書いてあるではないですか。にもかかわらず、たった3,200円しか下げないというのは、私これ問題だろうと思うのですが、ほかの市町村の状況と比較しましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 他の市町村との比較はしておりません。

それから、これから平成30年に向けて、2年後ですが、広域化ということがあります。そのために、確かに中川議員の言われるとおり充当はできるとしても、これからまた広域化に伴って税が上がる可能性があり、そのために基金の積み立てをしておかなければまた保険者に負担がかかるということで説明があり、我々は委員会とすればそういった積み立てを了としたものであります。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第97号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第97号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） 国民健康保険の反対討論を行います。

引き下げするのに反対かというお話がありましたが、先ほど言ったように、委員長も認めたように1億4,000万円、加入者1人当たりほぼ1万円来ているのです。それは社会文教常任委員会にも出た資料にちゃんと書いてあります。あなた方ちゃんと読み取っていないのです。そこで、3点にわたって反対の討論をいたします。

先ほどから私が言ってきたように、一般会計から繰入れろという話ではないのです。ことしは繰入れなくても1人当たり1万円以上引き下がる。だから、1万三千幾ら引き下がるのが可能なのです。まず、1つは市民の声です。自営業者の方も子供を育てている方も、恐らく昨年まで会社勤めをしていて今国民健康保険に入っている方、ここにはいないとは思いますが、その方々も本当に高く大変だというのが現状です。社会文教常任委員会に出された資料で私は見ると、1世帯当たり約300万円の世帯でいうと13.2%の負担率です。滞納や保険証の取り上げ、あるいは医者に行けなく重病化、貧困に拍車をかけているのが国民健康保険税の今のあり方だということです。

2つ目、先ほども言いましたが、今年度の国民健康保険税、昨年もできたのですが、国が財政支援で1億4,000万円来ている。昨年も来ている。3,267円に少なくとも1万円ぐらい足してもそれでも大丈夫だ。先ほど委員長の答弁では広域化のために基金を積み立てていましてと言っていましたが、もう佐渡市の財政調整基金と同じで、何があるかわからないので積み立てる。今本当に市民がこの国民健康保険税で困っているということです。平成26年度までには380万円しか基金持っていませんでした。ところが、去年1億8,000万円積み立て、またことし1億8,000万円積み立て、たった2年間で一気に3億7,000万円までふやしています。これは、広域化に向けるのだったら、広域化になると財政は県になるでしょう。そういったことを見据えるべきだし、こんな深刻なときにやるべきではないということです。ちなみに、私以外のほかの方も取り上げましたが、佐渡市の所得水準でいいますと、社会文教常任委員会に出されていた資料でいうと、平均に対して、全国平均が83万円だそうです、国民健康保険加入者。ところが、佐渡市は74万8,000円で、8万2,000円も低くなっている。市町村民所得でいえば県平均よりも24.6ポイント下がっているし、トップの新潟市あたりから見ても33.1ポイント下がっている。こんな貧困状態の中で新潟市と同じクラスの税金かけるということはありません。

3つ目です。先ほどから言っているように、広域化のために基金を積み立てるとかではなくて、国民健康保険財政が大丈夫になっても市民の暮らしが破綻をします。まず、市民の暮らしを最優先すべきだ、そういう方向に切りかえるべきだということを強く訴えたいと思います。私が今回言っているのは法定外の一般会計からの繰入れ、全国では半数の市町村がやっているのだけれども、それをやらなくても今年度は1万円以上引き下げることができる財源がしっかりある、このことを強く申し述べて反対の討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

これより議案第97号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第94号、議案第97号を除く社会文教常任委員会付託案件についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、坂下善英君。

〔産業建設常任委員長 坂下善英君登壇〕

○産業建設常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第76号 佐渡市職員定数条例及び佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成28年度から簡易水道特別会計に係る事業を水道事業会計に移行したことに伴い、佐渡市職員定数条例をはじめとした関係する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第77号 新たに生じた土地の確認について（水津地内）、議案第78号 字の変更について（水津地内）、議案第79号 新たに生じた土地の確認について（二見地内）、議案第80号 字の変更について（二見地内）。以上4議案は、新潟県が実施した主要地方道佐渡一周線道路改築事業により新たに生じた土地を確認すること及び当該土地を編入するため字の区域を変更することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第81号 除雪ドーザ購入契約の締結について。本案は、建設課に配備予定の除雪ドーザについて、平成28年5月30日に執行した指名競争入札における落札者と購入契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第4号 TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情。本陳情は、TPP協定により米の輸入枠の拡大、牛肉、豚肉の関税引き下げなど大幅な譲歩を余儀なくされることから、新潟県の農業への重大な影響が懸念されること、また第190回国会での審議において衆参農林水産委員会決議に違反していることが明らかになったとして、TPP交渉の内容を公開すること及びTPP協定の批准は行わずに撤退することを求める意見書を政府に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定いたしました。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間の休憩といたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時49分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

日程第2 発議案第6号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第2、発議案第6号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

坂下善英君。

〔10番 坂下善英君登壇〕

○10番（坂下善英君）

発議案第6号

TPP協定の批准を行わないことを求める意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年6月30日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者	佐渡市議会議員	坂 下 善 英
賛成者	〃	室 岡 啓 史
	〃	近 藤 和 義
	〃	佐 藤 孝
	〃	中 村 良 夫
	〃	上 杉 育 子

TPP協定の批准を行わないことを求める意見書

TPP協定は、重要5品目の3割の関税を撤廃するほか、コメの輸入枠の拡大、牛肉・豚肉の関税引下げといった大幅な譲歩を行うことに加え、その他農産品で98%の関税撤廃を合意しており、新潟県の農業生産への重大な影響が懸念される。

第190回国会でのわずかな審議においても、TPP協定には関税の撤廃・削減をしない除外規定が一切存在しないこと、付属書で日本だけが農産物輸出大国5か国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協

議を特別に義務付けられていること及び一切手を付けさせなかったという155の細目も品目で見れば無傷のものは皆無であるという事実を政府は認めざるを得なかった。

これらの内容が「農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」とした衆参農林水産委員会決議に違反していることは明らかである。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 TPP交渉の内容を公開すること
 - 2 TPP協定の批准は行わず、TPPから撤退すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） これより発議案第6号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第89号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、議案第89号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第89号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市五十里財産区管理委員の任期が平成28年6月30日をもって満了となるため、第1区、野崎政明氏、第2区、小澤喜行氏、第3区、眞後勝明氏、第4区、末武公男氏、第5区、松中政芳氏、第6区、本間齋氏、第7区、本間義文氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案第89号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第4 議案第90号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、議案第90号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第90号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市二宮財産区管理委員の任期が平成28年6月30日をもって満了となるため、第1区、本間由之氏、第2区、清水紀治氏、第3区、齊藤久司氏、第4区、鈴木辰男氏、第5区、寺野榮二氏、第6区、後藤守氏、第7区、川井廣吉氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

よろしく賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案第90号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第5 議案第91号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第5、議案第91号 佐渡市真野財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第91号 佐渡市真野財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市真野財産区管理委員の任期が平成28年6月30日をもって満了となるため、第1区、中村克己氏、第2区、曾我正明氏、第3区、山本真澄氏、第4区、中川惣司氏、第5区、風間喜太郎氏、第6区、豊岡昭夫氏、第7区、遠藤保雄氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

よろしく賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案第91号 佐渡市真野財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第6 議案第92号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第6、議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、平成28年9月30日をもって任期満了となる佐渡市の人権擁護委員について、引き続き小橋徹磨氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第7 議案第98号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第7、議案第98号 佐渡市副市長の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第98号 佐渡市副市長の選任について。

本案は、佐渡市副市長に藤木則夫氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案第98号 佐渡市副市長の選任について採決いたします。

本案の採決は、無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は22名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番、荒井眞理さん、9番、渡辺慎一君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 20票

反対 1票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第8 議案第99号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第8、議案第99号 佐渡市副市長の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第99号 佐渡市副市長の選任について。

本案は、佐渡市副市長に伊藤光氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案第99号 佐渡市副市長の選任について採決いたします。

本案の採決は、無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は22名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩崎隆寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩崎隆寿君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番、荒井眞理さん、9番、渡辺慎一君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岩崎隆寿君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 14票

反対 7票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

ただいま藤木則夫君並びに伊藤光君から発言を求められておりますので、入場の上、発言を許します。

〔藤木則夫君、伊藤 光君入場〕

〔藤木則夫君登壇〕

○藤木則夫君 ただいま三浦市長の副市長の選任に対しまして当議会のご同意をいただきました。まことにありがとうございます。私は、両津夷に家がございます。父は、旧両津市役所の職員として長年勤め上げました。親子2代にわたって佐渡の行政に携わることができましたこと、私は心から喜んでおりますし、父に負けないように全身全霊を傾けてまいりたいというふうに思っております。

当議会において、三浦市長が佐渡が元気がなくなるのを指をくわえて見ていたくはないというご発言がございました。私も全く同感でございます。私は、厚生労働省で介護保険、あるいはもろもろの福祉、医療行政全般に携わってまいりました。東日本大震災の後には、厚生労働省の現地復興対策本部長として宮城で仕事をさせていただきました。どのような環境にあっても、佐渡の方々が少しでも豊かで明るく生活が送れ、人生が送れますように、三浦市長のリーダーシップのもと、ここにいらっしゃる各議員の先生方、あるいはともに仕事をさせていただきます伊藤副市長、それから職員の方々、それから佐渡市の全市民の方々と一丸になって少しでも私の愛する佐渡島をよくしていきたい、豊かにしていきたいというふうに思っております。ぜひともよろしく願いいたします。(拍手)

〔伊藤 光君登壇〕

○伊藤 光君 ただいまご同意をいただきました伊藤光と申します。私は、相川下戸町というところで昭和37年に生まれまして、高校卒業後からずっと佐渡を離れておりましたが、平成15年、ちょうど市町村合併の直前に佐渡に戻ってまいりました。ちょうど佐渡市が発足して、その間の佐渡市の今までの流れというか、一市民としてそちらを見させていただきました。その間の市政に対する思いですとか、そういったものを糧に何とか市政にお茶の間感覚を取り入れて親しみのある市の行政に尽力できたらなと思います。議員の皆様のご支援、ご協力を賜りまして、この後精いっぱいやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

〔藤木則夫君、伊藤 光君退場〕

日程第9 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（岩崎隆寿君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（岩崎隆寿君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 平成28年第4回市議会定例会の閉会に当たりましてご挨拶申し上げます。

まずは、本定例会に提案した議案につきまして、ご審議の上、議決いただき、厚く御礼を申し上げます。市長就任後初の本定例会冒頭で喫緊の課題に焦点を当てた私の所信を述べさせていただきました。議員各位並びに市民の皆様にご理解とご協力をお願いしたところでございます。

本議会には、代表質問と一般質問合わせて15人の議員から庁舎整備の方針を含めた行財政改革や防災対策、子育て支援、医療福祉対策、産業振興策などについてご質問をいただきました。今年度は財政計画や

将来ビジョンの見直し、公共施設等総合管理計画や教育振興基本計画の策定を予定しておりますが、議員の皆様からのご意見を踏まえ、今後の政策に反映させていきたいと考えております。

これまでの相次ぐ補助金不正受給に対し、市民への説明責任を果たすため外部監査制度の導入を認めていただきましたので、今後補助金交付事務の汎用規準を確立させ、適正な予算執行に努めてまいります。

また、本日同意をいただきました副市長とともに徹底した行財政改革、官民が連携しての地場産業の育成と拡大、観光資源の強化、創造によるまた行きたい島づくり、世代バランスの是正に向けて誠心誠意取り組んでまいります。

この7月14日から15日には全国棚田（千枚田）サミットが佐渡市で開催されます。離島では初めての開催となりますが、来島される方々にしっかりおもてなしをさせていただきたいと考えています。

佐渡金銀山の世界文化遺産登録につきましては、今国内推薦の決定を待っておりところでございますが、並行して文化遺産の保全や観光客の受け入れ態勢の整備も進めているところです。多くの関係者の方々からこれまで以上のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、あすからの7月、夏本番を迎え、議員の皆様におかれましては健康にご留意いただき、今後の市政発展のためにますますご活躍くださいますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で会議を閉じます。

平成28年第4回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 山 田 伸 之

署 名 議 員 駒 形 信 雄